20120314　渡辺ゆり子県議　2012 年 3 月 14 日　本会議反対討論

日本共産党の渡辺ゆり子です。議第 47 号山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について、議第 48 号、山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 61 号山形県立総合療育訓練センター使用量及び手数料条例等の一部を改正する条例の設定について、議第 75 号、山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について、の 4 議案に反対討論をいたします。

県民の生命と生活を守ることを最優先に県政運営に取り組み、子育て支援医療費助成の所得制限撤廃、放課後児童クラブの耐震化助成と利用料助成、中央児童相談所一時保護所等の改築、私立高校の一般補助金の補助率 48.5%への引き上げ、合併処理浄化槽設置にかかる住民負担軽減、災害時要援護者施設当保全安全対策事業、家庭、事業所における太陽光パネルなどの再生可能エネルギー等設備設置に対する助成等が予算化されました。いずれも県民要望が強く評価できるものです。一方、最上小国川ダム建設事業の予算が計上されていますが、ダムに頼らない河川改修事業を行なうべきです。

議第 47 号には、退職所得の分離課税に係る所得割について、その 10 分の１に相当する金額を控除する措置を廃止する内容が含まれています。影響額は約 3000 万円と見積もられ退職金への課税が強化される内容で認められません。

議第 48 号は「地域主権推進、第二次一括法」によるもので、基礎自治体への事務権限移譲がないようです。法律によってほぼ一律に権限を押し付けられるもので、事務によってはすべての市町村がその対応に迫られます。支障を来たさないか懸念されます。

議第 61 号は、障害者自立支援法及び児童福祉法等の一部を改正による規定の整備で、新法制定までのつなぎ法案によるものと言われています。しかし、その内容は障害児の入所通所施設が大掛かりに再編される方向を含んでいます。現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化するもので、身近なところで誰でも利用しやすくするためとされています。圧倒的に数が足りない障害児支援の施設は、一元化しても数が増えるわけではありません。今後も、多様な子どもたちに合った療育の場を引き続き求めるものです。「障害者自立支援法出直しは障害者当事者の意見を尊重してほしい」とする思いにも反するものです。

議第 75 号は、学校職員の定数に関わる条例です。少人数学級「さんさんプラン」は中学校 3 年まで実現し、新たな段階へ踏み出す時期となっています。国は 35 人暮らす編成を小 1 から小 2 へと進めますが、定数改善は見送られ、加配することにとどまりました。教育現場では、矛盾が深まっています。常勤講師という臨時教員が定数に含まれ、学級担任も担っていますが、児童生徒も保護者も正教員の担任を望んでいます。教育県山形として国への定数改善を求めるとともに、父母の願いである正規の教員で 30 人学級を実現するよう求めるものです。以上で 4 議案に対する反対討論といたします。